

12. 総合経済対策

昭和61年9月19日
経済対策閣僚会議

先進国経済は、原油価格の低下の下で物価は極めて落ち着いており、緩やかながらも息の長い景気拡大が持続している。また、原油価格の低下、ドル高・高金利の修正は、世界経済にとって全体として好影響を与えるものとみられる。

一方、我が国経済をみると、物価の安定が続く中で景気は底固さはあるもののその足取りは緩やかなものとなっている。国内需要は緩やかに増加しているが、輸出が弱含みであること等から、鉱工業生産は弱含み傾向で推移している。また、円高の急速な進展等により、製造業を中心に企業の業況判断には停滞感が広がっており、なかんずく中小企業の業況感は後退しているなど、内需と外需、製造業と非製造業の間に景気の二面性がより明瞭になっている。雇用情勢も弱含みに推移している。

以上のような経済情勢を踏まえ、我が国としては、「昭和61年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」の考え方に則り、調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、雇用の安定を確保することが肝要である。このような内需拡大の努力は、円高及び原油価格低下によるメリットが経済の各方面へ浸透することと相まち、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすものと期待される。

このため、財政面において思い切った公共投資等の追加を行うとともに、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。また、住宅建設の促進を図るとともに、民間活力が最大限発揮されるよう環境整備を一層推進していくこととしている。さらに、中小企業等が現下の厳しい環境変化に積極的に対応しうるよう環境整備を進める。加えて、国際社会への貢献のため途上国に対しても十分な配慮を行う。

政府としては、このような方針の下に、下記のとおり総合的な経済対策を実施することとする。

記

I. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり、総額3兆円の事業規模を確保する。

(1) 公共事業については、災害復旧事業の速やかな実施に努めるほか、各地域の経済情勢に配慮しつつ引き続き施行の促進を図るとともに、円高による影響の著しい地域及び地方の民間活力の活性化に寄与する事業に重点的に配慮して、国庫債務負担行為を活用しつつ事業費の追加を行うこととし、事業費14,000億円を確保する。

なお、所要の財源については、別途検討する。

(2) 日本道路公団等の事業費を1,000億円追加する。

(3) 地方単独事業については、地域の実情に応じ地方債の活用等を図ることにより、追加措置8,000億円を含め、その円滑な施行を期待するものとする。

(4) 住宅金融公庫については、融資制度を拡充するとともに貸付枠3万戸、事業規模7,000億円の追加を行う。

Ⅱ. 住宅建設、民間設備投資等の促進

1. 住宅の新築、建替を促進し、居住水準の向上を図るため、住宅金融公庫について融資制度の拡充強化を図る。

(1) 個人住宅建設の円滑化を図るため、特別割増貸付の貸付額を大幅に増額する（現行150～300万円を250～500万円に改定）。

(2) 良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行180㎡を200㎡に改定）。

(3) 大都市圏等の土地の有効利用と良質な賃貸住宅の建設を推進するため、賃貸住宅に対する融資制度を拡充する。

2. 特定地域中小企業対策臨時措置法（仮称）に基づき指定された特定地域における工場の新増設を促進するため、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の基幹工業融資の拡充を図る。

3. 電気事業及びガス事業は、これまでに昨秋及び今春の2回にわたり最大限の投資の追加等を行ってきているが、これに加え、供給信頼度の向上等のための投資の追加（修繕工事を含む。昭和61年度中に1,100億円程度を目途）に努力するよう要請する。

さらに、電気事業については、昭和61年度下半期に2,000億円程度の繰上げ発注に努力するよう要請する。

4. 第一種電気通信事業者（既に措置済みの日本電信電話株式会社を除く。）の設備投資について、昭和61年度下半期において、約500億円の上積みに努力するよう要請する。

Ⅲ. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用の推進

民間活力を最大限に活用し、内需の振興を図るため、規制緩和、インセンティブの付与等を更に進める。また、民間活力の効果的な活用を図るため、従来以上に官民の間の意見交換を十分行うこととする。なお、これらの施策の実施に当たっては、特に大都市圏における地価の安定等の土地問題に十分配慮することとする。

1. 規制緩和による都市開発の促進等

(1) 市街地再開発の促進

- ① 高度利用地区、特定街区及び総合設計制度に係る容積率割増しの基準の見直し等
高度利用地区、特定街区及び総合設計制度について、より大幅な容積率割増しが可能となるよう本年中に基準の改正を行う。

なお、斜線制限に関しても、総合設計に係る緩和基準について本年中に必要な見直しを行うなど、再開発の促進による都市空間の高度利用が可能となるよう緩和を図る。

- ② 高次の都市機能を備えた特別の地域における土地の高度利用等に関する特別の措置

大都市圏中心部における臨海部等の開発適地について、高次の都市機能を備えた特別の地域として整備する場合等において、民間活力を活用しつつ、面的開発と関連都市基盤施設及び中核施設の整備を総合的に推進することと併せ、必要に応じて、土地の高度利用等に関する特別の措置を講ずる。

- ③ 用途地域等の見直し

土地利用の変化、道路等の公共施設整備等を踏まえた用途地域等の全般的見直しを推進する。

特に、東京都環状7号線以内において、真に低層住宅として良好な居住環境の維持のため必要な場合を除き、第一種住居専用地域の第二種住居専用地域への指定替えを重点的に推進する。

④ 地下空間の有効利用

地下街の新設又は増設については、厳に抑制するという方針を堅持しつつ、十分な安全対策が講じられることを前提として、公益上の観点から真にやむを得ないものとして認められる範囲の明確化を図る。

(2) 新市街地の開発の促進

① 線引き見直しの推進

現在行われている第2回の線引き見直しについては、本年度中に概ね完了させる。

② 開発許可基準の見直しと手続の簡素化、迅速化

i) 市街化調整区域における開発許可基準緩和の通達（8月2日付け）の実施の徹底を図るとともに、研究施設、生産施設、文化施設等の複合的な機能を備えた住宅地開発のための開発行為及び良好な市街地における再開発型の開発行為に関する開発許可の技術基準の見直しを行う。

ii) 本年度内にモデル図面の策定、図面の凡例の統一化等、開発許可手続の簡素化、迅速化を図る。

③ 宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正等

「小幅員区画道路の導入」、「洪水調節（整）池の多目的利用」及び「宅地開発と埋蔵文化財発掘調査との調整の円滑化」の通達（4月11日付け）による技術基準の一層の活用を図るとともに、宅地開発等指導要綱実態調査の調査結果（5月1日発表）を踏まえ、地方公共団体に対する指導を一層推進する。

④ 農地転用、保安林解除事務の一層の迅速化

農地転用規制の緩和及び農地転用事務、保安林解除事務の迅速化を図ったところであるが、さらに都道府県農業会議に設置する農用地有効利用相談センターの整備等により迅速な案件の処理を図る。

(3) その他の分野における規制緩和

「当面の行政改革の具体化方策について」（昭和60年9月24日閣議決定）に示された規制緩和については、既に多くの項目について実施したところであるが、逐次実施することとされた事項等については、以下の事項を含め着実に実施する。

i) 給油取扱所（ガソリン・スタンド）における業務範囲について、設備等の技術基準及び点検方法の整備等の安全対策を徹底させた上で、本年度内に拡大を図る。また、建築物内に設置される給油取扱所の上階の用途規制について、上階への延焼防止対策等の技術基準の強化を図りつつ、緩和を図る。

- ii) 貸切バス事業免許及び都市圏におけるタクシー事業免許における事業区域を、需要の実態に応じ拡大する。
- iii) 航空企業の運営体制の見直しに伴い、逐次路線の新規開設等を推進する。

(4) 国公有地等の有効活用

国有財産法及び地方自治法の改正により導入された国公有地の土地信託制度の利用を含め、民間活力を活用した国公有地等の有効活用を期する。また、国有地等の売却については、民間活力活用可能土地として、国有地83件約45.5ha、国鉄用地3件約3haを、本年度中に速やかに実施するよう努める。

2. 公共的事業分野における民間活力の活用

(1) インセンティブの付与等による民活法等の民活プロジェクトの推進

- i) 「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」(民活法)の対象施設整備事業の前倒しを促進するため、61年度又は62年度に着工される事業に対し、着工後3年以内の建設費について助成を行うとともに、助成対象期間中に行われる当該事業に係る日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の貸出金利を引き下げる。
また、来年度の税制改正において民活特償制度の償却率を現行の13%から20%に引き上げる。
- ii) 民活法に基づく基本指針の策定(6月30日及び7月31日告示)を受けて、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区の指定の促進を図るとともに、具体化の検討が進んでいる、かながわサイエンスパーク、幕張メッセ、みなとみらい21、東京港竹芝地区等の特定施設の整備を推進する。
- iii) 関西文化学術研究都市については、民活法による特定施設の整備を進めるとともに、民間活力を活用して、基盤整備、研究施設整備等の推進を図る。

(2) 東京湾横断道路の建設の推進

東京湾横断道路については、環境影響評価の手続を経て、日本道路公団に対する道路整備特別措置法の事業許可並びに東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社と同公団との協定締結後、本年度中に事業に着手する。